

(別紙5) 通し番号1-201

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-201の文書(文書1736)は、次の文書等によって構成されており、財産・請求権問題における韓国側との交渉において問題となり得る事項の概要及び日本政府の対処方針等が記録されている。

(1) 大蔵省理財局及び外務省アジア局が作成した昭和37年1月10日付け「日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点」と題する文書

(2) 大蔵省理財局及び外務省アジア局が作成した昭和37年1月10日付け「韓国側対日請求額および大蔵省、外務省試算額」と題する一覧表形式の文書

(3) 昭和37年1月9日付け「韓国側対日請求額及び同査定(案)」と題する一覧表形式の文書

(4) 「韓国側請求権(8項目)に関する韓国主張額と日本側調査額」と題する文書

2 通し番号1-201の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 2ページ(-2-) 10行目から13行目までの約4行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、上記1(1)の文書中にあり、日本政府部内で検討された韓国の対日請求権の特定項目に関する対処方針が記録されている。

② 8ページ(-8-) から15ページ(-15-)まで(以下「不開示部分②」という。)

これは、上記1(2)の文書のうち表題部分、「要綱」欄、「請求項目」欄、「韓国側請求額」欄を除いた部分であり、いずれも、韓国の対日請求権の各項目に関し、韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額、試算

方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

- ③ 17ページ（-17-）から19ページ（-19-）まで（以下「不開示部分③」という。）

これは、上記1(3)の文書のうち表題部分、「要綱」欄、「請求項目」欄、「韓国側請求額」欄の全部及び「備考」欄の一部を除いた部分であり、いずれも、韓国の対日請求権の各項目に関し、韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額、試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

- ④ 20ページ（-20-）から26ページ（-26-）まで（以下「不開示部分④」という。）

これは、上記1(3)の文書のうち「韓国側請求要項」欄及び表題部分を除いた部分であり、いずれも、韓国の対日請求権の各項目に関し、韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額、試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

- ⑤ 27ページ（-27-）から39ページ（-37-）まで（以下「不開示部分⑤」という。）

これは、上記1(4)の文書中にあり、「韓国主張額」、「請求項目」及び「韓国側請求額」欄に記載された部分を除いた部分であり、いずれも、韓国の対日請求権の各項目に関し、韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額、試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

- ⑥ 40ページから41ページまで（-37-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑥」という。）

これは、いずれも、韓国の対日請求権の各項目に関し、韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額、試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

- ⑦ 42ページ（-38-）の「韓国側主張額」を除いたその余の部分及び43及び44ページ（-38-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載され

た当該ページ部分。以下、これらを併せて「不開示部分⑦」という。)

これは、いずれも、韓国の対日請求権の各項目に関し、韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額、試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

- ⑧ 46ページ(−40−)3か所、55ページ(−49−)2か所、56ページ(−50−)1か所、57ページ(−51−)1か所、58ページ(−52−)1か所(以下、不開示部分1か所ごとに「不開示部分⑧−1」等といい、これらを併せて「不開示部分⑧」という。)

これは、いずれも、韓国の対日請求権の各項目に関し、韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算額、その試算方法及び対処方針等が詳細に記録されている。

- ⑨ 52ページ(−46−)10行目から11行目の2行分(以下「不開示部分⑨」という。)

これは、日本政府部内で検討された韓国の対日請求権の特定項目に関する対処方針が記録されている。

(乙A336)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-201の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって、不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず、また、韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない上、仮に、原告らが主張するように、当該文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示したものであったとしても、我が国が国交正常化交渉を行う北朝鮮からすれば、同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか、当事者ではない韓国であるかは大きな差異があるところ、

現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) この点、韓国で公開された韓日会談関連文書中の日本語で作成された資料（27巻の258枚目。甲143の6）は、日韓会談中に日本から公開された資料であり、「朝鮮関係軍人軍属数」として、通し番号1-4の文書の上記不開示部分及び通し番号1-205の文書の上記不開示部分である表と同じ表が記載され、同表の下部の注記には「注1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行っていない。」「2. 本計数には日本在住者を含む。」と記録されているところ、その数値及び注記の内容は、通し番号1-201の文書（文書1736）の33枚目の表（甲143の7、乙A336）に「軍人軍属（37年2月厚生省調）」として「軍人」「軍属」の区別の下に記載された「復員」数及び「死亡」数及び注記と同一である。

また、通し番号1-201の文書の上記表の数値は、厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」（甲143の2）記載の「軍人」「軍属」の「復員」数及び「死亡」数がぴたりと一致している。

- (2) 被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による具体的数値の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式に

よることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-201の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A336)。

a. 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実(各論)1(1)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1 日韓会談の請求権処理に当たって、韓国側が支払を請求し、日本側がその支払に応じ得るものは、十分に「法的根拠」のある請求に限られるということは、昨年11月の池田総理・朴議長会談においても確認せられ、その後の請求権委員会もこの趣旨に従い討議を継続している。

2 そこで、十分に「法的根拠」のある請求として日本側が認め得るものはどのくらいの金額に達するかを計算する必要があるわけであるが、その計算に当たっては主として次のような重要な困難がある。

(1) 事実関係の確認が極めて困難であること。

この点は今後に予定されている韓国側との資料の突き合わせや日本側の古い資料の再調査等によりかなり明らかになる点も期待されるが、朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事情もあり、例えば軍人軍属、徴用労務者の総数、死亡者数、負

傷者数及びその程度，終戦時の状況等は大幅な推定を余儀なくせられ，推定の仕方いかんにより金額の増減が著しい。

(2) 「法的根拠」をいかなる点に求めていくかということ。

■■■不開示部分①■■■我が国の恩給法によれば受給権者は日本国民に限られているので，韓国人に対する恩給支払はこれら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切ることにはすべきか，もしくは，国籍のいかんにかかわらず，政策的配慮のもとに，終身（ないしは少なくとも相当長期間）支払うのがよいか（国際先例にもそのように取り扱ったものが多い），この辺は慎重な考慮を要する問題であり，法制上の検討もあげて今後委ねられている実情である。

（以下略）

b 不開示部分②

前提事実（各論）1(2)の文書のうち表題部分，「要綱」欄，「請求項目」欄，「韓国側請求額」欄の全部及び「備考」欄の一部が開示されているところ，不開示部分②は，「大蔵省案」欄中の「試算額」欄及び「試算の根拠」欄，「外務省案」欄中の「試算額」欄及び「注」欄の具体的記録部分である。

c 不開示部分③及び不開示部分④

前提事実（各論）1(3)の文書は，⑦表紙，④韓国側請求額とA案・B案を対比した一覧表，②韓国側請求事項につき，日本側見解，法律上の問題点，請求権容認額，見通し及び問題点を整理した一覧表で構成されている。

このうち，④韓国側請求額とA案・B案を対比した一覧表については，最初の4枚分の表題部分，「要綱」欄，「請求項目」欄，「韓国側請求額」欄の全部及び「備考」欄の一部は開示されており，「A案

(36.11.9 大蔵省理財局)」欄及び「B案(37.1.9 外務省アジア局)」欄の具体的記録部分が不開示部分③とされている。

次に、㊸韓国側請求事項につき、日本側見解、法律上の問題点、請求権容認額、見通し及び問題点を整理した一覧表については、「韓国側請求要項」欄が開示されており、「日本側見解」欄、「法律上問題点」欄、「請求権容認額」欄、「見通し及び問題点」欄及び「備考」欄の具体的記録部分が不開示部分④とされている。

d 不開示部分⑤、不開示部分⑥及び不開示部分⑦

前提事実(各論)1(4)の文書は、㊹「韓国側請求権(8項目)に関する韓国主張額と日本側調査額」のほか、㊺「韓国側対日請求額及び大蔵省、外務省試算額」、㊻「韓国請求権金額試算に関する外務大蔵両案の比較検討について(37.1.12 理外)」が整理されている。

このうち、㊹及び㊺については、「韓国主張額」、「請求項目」及び「韓国側請求額」欄に記載された部分が開示されており、請求項目ごとに「韓国側請求額」欄に対応する「日本側調査額」欄に記載された部分又は「大蔵省試算額」・「外務省試算額」に相当する部分が不開示部分⑤又は不開示部分⑦とされている。

不開示部分⑥は、前提事実(各論)1(4)の文書の上記㊻の部分であり、全部不開示とされている。

e 不開示部分⑧及び不開示部分⑨

不開示部分⑧及び不開示部分⑨は、韓国側の請求項目ごとに韓国側の見解等と日本側の見解等を整理した文書中にあり、いずれも日本側の見解等を記録した部分にあるところ、その前後の記載は、次のとおりである。

(a) 不開示部分⑧-1

不開示部分⑧-1は、韓国の対日請求要綱第2項の郵便貯金、振

替貯金，為替貯金に関して，韓国側の見解等としてこれらの各金額のうち韓国人分の各金額を記載した欄に対応する部分である（これに対応する最も右側の欄に「第6次会談第4回小委員会及び5回にわたる臨時小委員会における討議要旨」と記録されている。）。

(b) 不開示部分⑧-2

不開示部分⑧-2は，韓国の対日請求要綱第2項の簡易生命保険及び郵便年金関係に関する部分にあり，「1945年11月30日現在総額■■■不開示部分⑧-2■■■」と記録されている。

(c) 不開示部分⑧-3

不開示部分⑧-3は，韓国の対日請求要綱第2項の海外為替貯金及び債権に関する部分であり，「←日本側に資料のあるものとしては■■■不開示部分⑧-3■■■韓国側で通帳の記号番号などが分かれば調査ができる。」と記録されている。

(d) 不開示部分⑨

不開示部分⑨は，韓国の対日請求要綱第5項の日本有価証券に関する部分にあり，「現物分」欄の記載が全部不開示とされている（これに対応する最も右側の欄に「第6次会談第7回ないし第10回小委員会における討議要旨」と記録されている。）

(e) 不開示部分⑧-4及び不開示部分⑧-5

不開示部分⑧-4及び不開示部分⑧-5は，韓国の対日請求要綱第5項の戦争による被徴用者の被害に対する補償に関する部分にあり，下記のとおり記録されている（これに対応する最も右側の欄に「第6次会談第7回ないし第10回小委員会及び4回にわたる専門委員会における討議要旨」と記録されている。）。

記

なお，死亡，傷病者に対する援護措置については，当時の国内

法によって支給すべきものについては支給済みであるが、■■■
不開示部分⑧-4■■■。

また、日本側は「朝鮮関係軍人軍属数」及び朝鮮労務者関係の
各種資料を提出して所要の説明を行ったが、そのうち主要な数字
は次のとおりである。

軍人、軍属数

■■■不開示部分⑧-5■■■

(f) 不開示部分⑧-6

不開示部分⑧-6は、韓国の対日請求要綱第5項の韓国人の対日
本政府請求恩給関係その他に関する部分中の「恩給関係」の項にあ
り、下記のとおり記録されている（これに対応する最も右側の欄に
「第6次会談第8回ないし第11回小委員会及び4回にわたる専門
委員会における討議要旨」と記録されている。）。

記

また、日本側は、昭和20年8月以降同27年4月分までの
「朝鮮関係恩給計数」を提出し、所要の説明を行ったが、その合
計数字は次のとおりである。（なお、■■■不開示部分⑧-6■■
■■

恩給局長裁定分 ■■■不開示部分⑧-6■■■

朝鮮総督、道知事裁定分 ■■■不開示部分⑧-6■■■

計 ■■■不開示部分⑧-6■■■

(g) 不開示部分⑧-7

不開示部分⑧-7は、韓国の対日請求要綱第5項の韓国人の対日
本政府請求恩給関係その他に関する部分中の「供託金関係」の項に
あり、下記のとおり記録されている（これに対応する最も右側の欄
に「第6次会談第8回ないし第11回小委員会及び4回にわたる専

門委員会における討議要旨」と記録されている。)

記

また、日本側は、引揚朝鮮人の保管物件に関し、■■■不開示部分⑧-7■■■を提出した。

(h) 不開示部分⑧-8

不開示部分⑧-8は、韓国の対日請求要綱第5項の韓国人の対日本人又は法人請求に関する部分にあり、「本件は、要綱6と関連があるので、要綱6の項で説明したい。ただ、日本側の計算では南鮮地区の韓国人契約者に対応する分としては、韓国側要求金額の■■■不開示部分⑧-10■■■ある。」と記録されている(これに対応する最も右側の欄に「第6次会談第8回ないし第10回小委員会及び4回にわたる専門委員会における討議要旨」と記録されている。)

(i) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①関係

通し番号1-69の文書中で引用されている通し番号1-207の文書は、前提事実(各論)1(1)の文書と近接する時期に外務省によって作成された文書であり、その内容は、(別紙5)通し番号1-69の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ア)eで認定したとおりであるところ、ここでは、韓国の対日請求権につき、日本側が十分に法的根拠のある請求として認められないと考える事情として、㊦事実関係の確認が極めて困難であること、㊧関係法規が朝鮮の独立ということ的前提としていないこと(その一例として恩給法の例が指摘されている。)、㊨請求権処理にあたって対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ、南北鮮の区別は概括的ならざるを得ないこと、㊩平和条約4条に関する「米国解釈」をい

かに適用するかということの4点が指摘されている。

上記のうち㉑、㉒及び㉓の点は、前提事実（各論）1(1)の文書でも同様に指摘されているところ、不開示部分㉑の直後の部分では、上記(ア) a のとおり、上記㉑の点とほぼ同様の表現を用いて恩給法の例が指摘されている（乙A108[-211-以下]参照）。

b 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の一般請求権小委員会第10回会合（昭和37年2月8日開催）において宮川主査が説明した韓国の対日請求要綱第5項についての本小委員会の主査としての一応の見解の概要につき、不開示部分㉔に相当する部分として、次のとおり記録されている。

(a) 不開示部分㉕

日本有価証券の「現物分」として、「現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物提示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。」と記録されている。なお、その直前にある「登録分」の記載内容は、不開示部分㉕の直前にある「登録分」の記載内容とおおむね同一である。

(b) 不開示部分㉖-4に相当する部分

戦争による被徴用者の被害に対する補償として、「なお、死亡、傷病者に対する援護措置については、当時の国内法によって支給すべきものについては支給済みであるが、前記(3)の未払金（裁判所注：「韓国人被徴用者未収金」を意味する。）として処理されるべきものとする。」と記録されている。

c 不開示部分㉖-5関係

日本側が韓国側に提出した「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」の内容は、別紙7の第1の5(4)で認定したとおりである（甲143の1、乙A108[-131-]参照）。

d 不開示部分⑧－6 関係

日本側が韓国側に提出した「朝鮮人関係文官恩給計数」の内容は、別紙7の第1の5(4)で認定したとおりである(甲143の1)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-201の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(7) 不開示部分①

同時期に作成された他の行政文書(通し番号1-207の文書)で開示されているものと同様の上記(イ)aで指摘した「関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていない」との文言と同旨のもの

(イ) 不開示部分②から不開示部分⑦まで

韓国の対日請求権の各項目に関し、韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省が検討した試算額、その試算方法及び対処方針等

(ウ) 不開示部分⑧

韓国の対日請求権の各項目に関し、韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省が検討した試算額、その試算方法及び対処方針等(ただし、次に掲げる部分については、具体的には次のとおりである。)

a 不開示部分⑧－4

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)b(b)で認定した「韓国人被徴用者未収金として処理されるべきものとする」との文言と同趣旨のもの

b 不開示部分⑧－5

別紙7の第1の5(4)で認定した「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」の数値等と同一のもの

c 不開示部分⑧－6

別紙7の第1の5(4)で認定した日本側提出に係る「朝鮮人関係文

「官恩給計数」の存在を指摘する旨及びそれに掲げられた数値と同一又は同程度のもの

(エ) 不開示部分⑨

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ) b(a)で認定した「現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物提示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。」との文言と同趣旨のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-201の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(7) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、同時期に作成された他の行政文書の内容から既に公にされていると同視できるものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分⑧-4から不開示部分⑧-6まで及び不開示部分⑨

不開示部分⑧-4から不開示部分⑧-6まで及び不開示部分⑨に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後におけ

る時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ウ) 不開示部分②から不開示部分⑧まで（ただし，不開示部分⑧については，上記(イ)で説示した部分を除く。）

不開示部分②から不開示部分⑧まで（ただし，不開示部分⑧については，上記(イ)で説示した部分を除く。）までに記録されている情報は，日本政府部内で検討された韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又は具体的対処方針等であり，（別紙7）で説示した金額と同旨のもの等を含んでいる可能性が高いものの，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないといえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって，通し番号1-201の文書の不開示部分に記録されている情報のうち，後記2(2)に掲げるものについては，一般的又は類型的にみて，国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3項）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、後記2(1)に掲げるものについては、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-201の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-201の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるもののみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-201の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げたものに係る部分)は、適法である。

(1) ア 不開示部分①

イ 不開示部分⑧のうち、次の部分

(ア) 55ページ(-49-) 2か所(不開示部分⑧-4及び不開示部分⑧-5)

(イ) 56ページ(-50-) 1か所(不開示部分⑧-6)

ウ 不開示部分⑨

(2) 上記(1)で掲げた部分以外の不開示部分

(別紙5) 通し番号1-202

第1 前提事実(各論)

通し番号1-202の文書(文書1740)は、外務省条約局法規課が作成した昭和37年1月12日付け「日韓請求権処理に関する問題点(討議用資料)」と題する内部文書であり、財産・請求権問題における韓国と北朝鮮の関係、米国軍令33号及びサンフランシスコ平和条約第4条の解釈、国家承継理論の問題、漁業問題との関連、無償援助の性格等の各問題について日本政府の基本的立場を具体的に検討した内容等が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 6ページ(-6-) 3行目から5行目までの約3行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、「米国解釈の問題」の項中にあり、「1945年8月現在の在朝鮮日本資産総額」について日本政府部内において試算した具体的な金額が記録されている。

② 7ページ(-7-) 中央右側の余白部分1か所(以下「不開示部分②」という。)

これは、「米国解釈の問題」の項中にあり、日韓両国政府が米国解釈を「請求権交渉の基礎として受諾し、かつ、それが財産請求権の相互放棄を意味するものではない旨の了解を行っている。」との文章における「請求権の相互放棄を意味するものではない」との部分の趣旨について、日本政府の具体的な解釈が手書きで付加されている。

③ 11ページ(-11-) 3か所、12ページ(-12-) 3か所、13ページ(-13-) 2か所(以下、これらを「不開示部分③」という。)

これは、「韓国の対日請求要綱(概略説明)」における各要綱に対する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

④ 16 ページ（-16-）下側の余白部分1か所（以下「不開示部分④」という。）

これは、「韓国の対日請求要綱（概略説明）」における各要綱に対する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

（乙A337）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-202の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-202の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A337)。

a 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①は、「2 米国解釈の問題」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。なお、不開示部分②は、下記のうち「請求権の相互放棄を意味するものではない」との部分に手書きで書き込まれた部分である。

記

2 米国解釈の問題

1945年8月現在の在鮮日本資産総額は、■■■不開示部分①■■■にのぼる(1945年大蔵省提出のSCAP資料。15円=1ドルによる換算)。

(中略)

1957年12月31日付け米国政府発表の平和条約4条(b)に関する米国の見解(いわゆる米国解釈)において、米国は、軍令第33号を衷心とする諸措置により処分せられた日本財産について日本国は有効な請求権を主張し得ない旨の見解を示すとともに、「日本国が平和条約4条(b)において効力を承認したこれらの資産の処理は、平和条約4条(a)に定められている取極を考慮するに当たって関連がある(relevant)」との見解を明らかにした(いわゆるrelevant clause)。

同日付け日本側外務大臣と韓国側代表との間に合意された合意議事録において、両国政府はこの米国解釈を請求権交渉の基礎として受諾し、かつ、それが財産請求権の相互放棄(reciprocal renun

ciation) を意味するものでない旨の了解を行っている。

■■■不開示部分②■■■

b 不開示部分③

不開示部分③は、「韓国の対日請求要綱（概略説明）」の項の各項目の左側に記録されている部分であり、その直前部分には、下記のとおり記録されている。

記

(注) 韓国側請求 8 項目内容一覧

第 5 次会談冒頭に韓国側から提出されたものを基礎とし、第 5 次及び第 6 次会談中に正式に申し入れのあった修正を加えたもの)

×印：日本側全面拒否項目

△印：韓国側討議留保項目

○印：請求権討議の対象となり得る項目

c 不開示部分④

不開示部分④は、下記記載の下側の余白部分に記録されている。

記

(二) 分離地域に流通する通貨の保証準備は、通貨発行債務に対する保証と考えられており、発券債務が新領有国に承継される場合には、保証準備も引き渡すのが通例である。

しかしながら、日韓間には軍令第 33 号による処理が行われており、上記 (イ) の原則が破られているわけである。したがって、2 (ロ) で述べたとおり (ハ) (ニ) の原則については relevant clause の対象として引渡しに応じないとの態度を採ることには理由があると思われる。(ちなみにオーストリアは国家条約 23 条 (3) において (ニ) に属する請求権を放棄しているが、これは在奥ドイツ

財産取得の事実を考慮したものと解されている。)

ただし、米国解釈のrelevant clauseの趣旨を法律的相殺ではなく、equity的思想にあるものとかんがえらるれば、純法律的には平和条約4条(b)の規定の意味は、通常の家継承の理論により引き渡すべきもののほかに、我が国はadditional burdenとして私有財産没収を認めたものであり、一般国際法上の家継承原則の適用は何ら害されないとの立場も成立する余地があるものと考えられる。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

- a 通し番号1-251の文書の一部開示部分には、通し番号1-202の文書が引用されており、このうち不開示部分③に相当する部分には、いずれも項目ごとに○、△又は×の記載がある(乙A82[-36-~-37-]参照)。
- b 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、「在鮮日本財産等についての調査」として、要旨下記のとおり記録されている。

記

1955年7月、アジア局第1課「日本の在外財産状況」では、在朝鮮日本財産の推定額を1945年価格で国有財産192億6500万円、法人財産521億825万4000円(在外財産調査会資料)、個人財産192億474万円(昭和20年大蔵省令95号「在外財産等の報告に関する大蔵省令」に基づく報告の集計)計905億7799万4000円としている。

- イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-202の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

1945年大蔵省提出のSCAP資料による1945年8月現在の在
朝鮮日本資産総額

(イ) 不開示部分②

合意議事録に関する了解についての日本政府の具体的な解釈

(ウ) 不開示部分③

上記ア(イ)で認定した通し番号1-251の文書で開示されていると
おりの項目ごとの○、△又は×の記載

(エ) 不開示部分④

日本政府の具体的な対処方針

ウ そうであるとすれば、通し番号1-202の文書の不開示部分に記録さ
れている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するも
の(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断
することができる。

(ア) 不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分④

不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分④に記録されている情報
は、日本政府部内で請求権問題に関して検討された具体的金額又は具体
的見解・対処方針等であり、本件全証拠によっても、これらが他の行政
文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文
書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証
拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権
問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の
経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的
にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府
の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではい
えないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって、通し番号1-202の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3項）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、後記2(1)に掲げるものについては、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-202の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-202の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に係るもののみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-202の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げたものに係る部分)は、適法である。

(1) 不開示部分③

(2) 不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分④

(別紙5) 通し番号1-203

第1 前提事実(各論)

通し番号1-203の文書(文書1742)は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年1月26日付けで作成した「韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定」と題する内部文書(総数11ページ)であり、財産・請求権問題に関する日本政府の全体的な処理方針、日本政府が従来採用してきた方針に関する見解並びに韓国の対日請求権の各項目について日本政府部内において試算された具体的な査定金額及び試算方法が記録されている。

(甲86)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-203の文書に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1. 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号1-203の文書の不開示部分に記録されている情報は、財産・請求権問題に関する日本政府の全体的な処理方針、日本政府が従来採用してきた方針に関する見解並びに韓国の対日請求権の各項目について日本政府部内において試算された具体的な査定金額及び試算方法であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-203の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の対処方針若しくは韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又はこれらの点についての具体的見解等であり、証拠（乙A239、A240）によれば、本件各文書の一部開示部分には、同一の題名が付されて一覧表形式で作成された文書があり、これが通し番号1-203の文書に含まれている可能性も否定することができないものの、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-203の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-203の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-203の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-203の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-204

第1 前提事実(各論)

通し番号1-204の文書(文書1743)は、外務省経済協力部経済協力課が作成した昭和37年1月29日付け「対韓経済協力に関する件」と題する内部文書であり、対韓経済協力の金額、資金源及び内容に関しての日本政府の方針が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 3ページ(-3-) 下側欄外の余白部分1か所(以下「不開示部分①」という。)

これは、対韓経済協力における融資方法について「国会の承認を経ず、行政府の決定にのみ基づき実施する必要あり。」との記載の趣旨について、その具体的な理由及び交渉戦略に関する日本政府の見解又は対処方策が手書きで付加されている。

② 13ページ(-13-) 4か所(以下「不開示部分②」という。)

これは、対韓経済協力の一環として通信分野における項目について日本政府が検討していた資金供与の具体的金額が記録されている。

(乙A162)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-204の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれ

ば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A162）によれば、通し番号1-204の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「国会の承認を経ず、行政府の決定にのみ基づき実施する必要あり。」との部分に関して下部余白に手書きされたものである。

b 不開示部分②

不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりである。

記

2 資金源

輸銀及び基金の共同融資とする。

ただし、政府間取極において融資金額は、金額明示するも、日本側融資機関は特定せず、輸銀及び基金を必要に応じて利用する建前としておき、project basisの場合には、具体的プロジェクトが確定するごとに、（大規模プロジェクトの場合には、数段階に分け、各段階ごとに）、non-project basisの場合には、買付計画の確定ごとに、その内容に応じ、輸銀又は基金が貸付契約を締結するものとする。

（注）上記融資方法は、次の2前提に立つ限り、ほとんど唯一の実際的な方法と考えられる。

- (1) 国会の承認を経ず、行政府の決定にのみ基づき実施する必要あり。すなわち、本件経済協力は、民政の安定を通じ、韓国政情の安定に資すとの大局的な政治目的を貫くものであり、したがって、日韓交渉が妥結すれば、長時日を要する国会の承認を経ず、行政府限りで、直ちに実施し得るときいものでなければならない。よって資金源は、特に新たな立法措置を必要としないもの、すなわち輸銀及び基金の現在利用可能な資金及び一般的に通常期待し得る予算措置に伴う右資金の増額分の枠内において、実施し得るものでなければならない。

（中略）

3 対象プロジェクト

（中略）

(3) 通信

●で検討中の試案は次のとおりである。

- (1) 京都市内に電話2万回数を増設する。

経費 約■■■不開示部分②■■■

(ロ) 太田，金州，清州，大邱間に電話 2 万回数を設置する。

経費 約■■■不開示部分②■■■

(ハ) 地方都市を連絡するマイクロ・ウェーブ網を建設する。

経費 約■■■不開示部分②■■■

以上(イ)(ロ)(ハ)の計画の所要経費総額■■■不開示部分③■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号 1-204 の文書の不開示部分に記録されている情報は，次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

外務省内で検討された対韓経済協力としての融資について「国会の承認を経ず，行政府の決定にのみ基づき実施する必要あり。」とした具体的な理由及び交渉戦略に関する日本政府の見解又は対処方策

(イ) 不開示部分②

昭和 37 年当時，外務省が検討していた対韓経済協力の一環としての通信分野における項目に関する資金供与の具体的金額

ウ そうであるとすれば，通し番号 1-204 の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された対韓経済協力に関する対処方針又は試算額等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は類型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との

交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-204の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-204の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-204の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-204の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-205

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-205の文書(文書1744)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書によって構成されており、朝鮮人徴用労務者、軍人軍属への見舞金及び軍人、文官への恩給の金額の算出の基礎となる該当人数の算出方法並びに政府部内で算出された具体的な該当人数と同問題に関する日本政府の見解と対処方針が記録されている。

- (1) 昭和37年1月30日付け「韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者、軍人軍属、文官恩給該当者数に関する件(伊関局長指示事項)」と題する文書
- (2) 昭和37年2月9日付け「朝鮮人移入労務者数」と題する文書

2 通し番号1-205の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 2ページ2行目から末行まで及び3ページから13ページまで(2-「次ページ以下11ページ不開示」と記載された当該ページ部分)(以下、これらを併せて「不開示部分①」という。)

これは、韓国一般請求権査定にあたり、徴用労務者及び軍人軍属、軍人及び文官の恩給の基礎となる該当人員数を算出した方法及び算出した具体的な人員数が記録されている。

- ② 15ページ(4-), 16ページ(5-), 17ページ(6-), 19ページ(8-)及び20ページ(9-)の各表表題を除く部分, 16ページ(5-)の「備考1」の1か所及び18ページ(7-)1か所(以下「不開示部分②」という。)

これは、日本政府部内で算出した朝鮮人徴用労務者数、朝鮮人労務者対日本動員数、移入朝鮮人労務者数、終戦時集団移入半島人数、朝鮮人軍人復員数及び死亡者数及び朝鮮人関係文官恩給の金額具体的な試算額が記録されて

いる。

(乙A338)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-205の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって、不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず、また、韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもないところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

(1) 故金英達氏が入手したものであるとされる資料(甲143の1)は、「朝鮮人移入労働者数」と題され、右下に「37. 2. 9」「北東アジア課」と記載された文書に続く一連の文書であり、2003年2月に発刊された金英達著『朝鮮人強制連行の研究』(甲143の3)や1991年5月に発刊された田中宏著『在日外国人』(甲143の4)など多くの歴史研究書などで情報が引用されるなど、広く公開されている資料であるところ、これと通し番号1-205の文書の不開示部分②に相当する部分(甲143の2[3~9枚目])は、同一の文書であることが明らかである。

(2) 被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の

性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、公刊文書による具体的数値の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-205の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A338)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実(各論)1(1)の文書中にあり、その直前の記載は、下記のとおりである。

記

韓国一般請求権査定に当たり、徴用労務者及び軍人軍属の見舞金、軍人及び文官恩給の金額が極めて大きな部分を占めるところ、同金額の基礎となる該当人員数の根拠は次のとおりである。

■■■不開示部分①■■■

b 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実(各論)1(2)の文書中にあり、次のとおり掲げられた(a)厚生省勤労局作成の「1939～45年の移入朝鮮人労務者数」、(b)「朝鮮人労務者対日本動員数調」、(c)「移入朝鮮人労務者数(昭和20年3月末)」、(d)終戦時集団移入半島人、(e)厚生省援護局作成の「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」、(f)

北東アジア課作成の「朝鮮人関係文官恩給計数」の具体的数値部分
 () である。

(a) 1939~45の移入朝鮮人労務者数

厚生省勤労局

Number of Korean Contract Workers Brought Into Japan
 Proper Annually by Type of Work Assigned, 1939-45

Year ¹	Total number	Type of work assigned		Construc- tion and civil engineer- ing	other work including factories
		Coal Mining	Metal Mining		
1939 . . .					
1940 . . .					
1941 . . .					
1942 . . .					
1943 . . .					
1944 . . .					
1945 ² . . .					
total 1939- 45 ³					

1—Fiscal year commencing on 1 Apr. of year indicated and ending
 31 Mar. of following year

2—Estimated for first quarter of fiscal year (April through June)

3—Total number brought into Japan. Number of Koreans leaving
 Japan or transferring from previously assigned industry not
 available

Source: Data submitted by labor Bureau,
Welfare Department

米国戦略爆撃調査団著

”戦時日本の生活水準と人力の活用” P 1 3 0 付属表

(b) 朝鮮人労務者対日本動員数調

年 度	計 数	石炭山	金属山	土 建	工場 その他	計
昭和14年						
昭和15年						
昭和16年						
昭和17年						
昭和18年						
昭和19年						
昭和20年						
計						
終戦時現在						

備考 1. 昭和19年計画数年度中途において■■■不開示部分■■■
■に変更せられたり

2 昭和20年計画は第14半期計画として設定せられたものである。

大蔵省管理局編「日本人の海外活動に関する歴史的調査」の朝鮮編第21章「戦争と朝鮮統治」より。

(c) 移入朝鮮人労働者数 (昭和20年3月末)

項目		総数	募集	徴用あつせん
割当認可数				
移入者数				
減耗数				
減	(期間満了)			
	(不良送還者)			
	(逃走者)			
	所在不明者			
	発見送還者			
耗	復帰者			
	(その他)			
現在数				

注 計算が少し違うが原文のまま

内務省警保局「特高月報」昭和20年5月(?)より。

(d) 終戦時集団移入半島人 ■■■不開示部分■■■

厚生省提出「大東亜戦争下における就労状況」より

(昭和20年第88臨時国会配布の政府作成資料)

(e) 朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表

厚生省援護局

身分		復員	死亡	計
陸	軍人	89,108	5,870	94,978
	軍属	45,404	2,991	48,395

軍	計	134,512	8,861	143,373
海	軍人	21,008	308	21,316
	軍属	64,639	13,013	77,652
軍	計	85,647	13,321	98,968
合	軍人	110,116	6,178	116,294
	軍属	110,043	16,004	126,047
計	計	220,159	22,182	242,341

(f) 朝鮮人関係文官恩給計数

3 7 . 2 . 9

アジア局北東アジア課

	国庫支弁		地方費支弁	合計
	恩給局長 裁定	朝鮮総督 道知事裁定		
既 裁 定				
未 年 金				
裁 一 時 金				
定				
合 計				

(イ) 本件各文書の一部開示

- a 通し番号1-69の文書には、韓国側が提示した朝鮮人徴用労務者、軍人軍属数の基礎数字に関する北東アジア課作成の昭和37年1月30日付け調書が引用されているところ、その内容は、下記のとおりである（乙A108[-132-以下]）。

記

軍人軍属

厚生省援護局復員課（陸軍関係）及び同業務二課（海軍関係）においてほとんど全員に関する個人別カードが存在し、これによりその生年月日、出身道別、復員、死亡の別が把握され、最近同省より資料提出の結果、朝鮮人軍人軍属の復員、死亡別人員数（第16表）がほぼ最終的に確定した。

徴用労務者

大蔵省管理局「日本人の海外活動に関する歴史的調査」の朝鮮編第21章「戦争と朝鮮統治」記載の統計によると、終戦当時日本及び樺太等にいた徴用労務者36万5000名、昭和14～20年朝鮮総督府が送出した朝鮮人労務者数は72万5000名であるが、同数は自由募集、官あつせん、徴用の3者を含む点及び終戦までに期間満了で帰還したもの、不良送還、逃亡、転出その他を除外する前記36万5000名の数値に妥当性が認められる。現在本件の主管官庁と認められる労働省職業安定局（雇用安定課）保管資料としては、厚生省勤労局の「移入朝鮮人労務者勤労状況報告」なるものの昭和19年3月分が存在し、それまでの移入労務者数を39万2997名と記録している。他方、同じく厚生省資料と思われる昭和19年度（20年2月まで）「朝鮮人労務者移入状況調べ」によれば、昭和19年度の移入総数は25万4397名であり、前記労働省資料と合計すれば、昭和20年2月までの労務者移入総数は大体64万程度となり、同年3月～8月の終戦までの移入数を適当に推定すれば、終戦までの移入総数は65万～70万程度と推定される。

上記移入総数は、前記総督府の資料である送出労務者数72万5000名とも大差のないものである（送出総数が日本の移入総数よ

り多数なのは、輸送途次の逃亡者の多かったこと、及び日本以外の南洋、樺太等に送り出されたものが移入数には入っていないこと等に基因するものと思われる。)。韓国側の提示した移入労務者66万7684名(米国戦略爆撃調査団「戦時日本の生活水準と人力の活用」引用数字)も必ずしも不正確とはいえないものごとくである。

以上のごとく、移入労務者の実態把握はきわめて困難な状態にあり、したがって、徴用中の死亡者及び負傷者数の把握は実際問題としてほとんど不可能に近く、どうしても当該数値を算定しなければならない場合にはかなり誤差度の高い推計とならざるを得ないものと思われる。

b 移入朝鮮人労務者数

通し番号1-117の文書の一部開示部分(一般請求権徴用者関係等専門委員会第3回会合の記録)には、昭和37年2月23日の一般請求権徴用者関係等専門委員会第3回会合において日本側が提供した資料「集団移入朝鮮人労務者数」として、下記のとおり記録されている(乙A264[-41-])。

記

- 1 総数 667,684
- 2 終戦時現在数 322,890
- 3 集団移入の種類

種 類	期 間	人 員
総 数	1939年9月-1945年4月頃	667,884
自由募集	1939年9月-1942年2月頃	148,549
官あつせん	1942年2月-1944年8月頃	約32万
国民徴用	1944年9月-1945年4月頃	約20万

4 昭和20年3月末移入労務者現在員数

移入者数	604,429
減耗数	328,567
帰還満了帰鮮者	52,108
不良送還者	15,801
職場離脱者	226,497
所在不明者	209,750
内訳 発見送還者	4,121
復帰者	(12,626)
その他	46,306
現在員数	288,488

(ウ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書には、「朝鮮関係軍人軍属数」と題する文書があり、これには要旨下記のとおり記録されている（甲143の6，甲144[16ページ]）。

記

身分	復員	死亡	計
陸軍			
軍人	89,108	5,870	94,978
軍属	45,404	2,991	48,395
軍計	134,512	8,861	143,373
海軍			
軍人	21,008	308	21,316
軍属	64,639	13,013	77,652
軍計	85,647	13,321	98,968
合計			
軍人	110,116	6,178	116,294
軍属	110,043	16,004	126,047
計計	220,159	22,182	242,341

注1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行っていない。

2. 本計数には日本在住者を含む。

(エ) 故金英達が入手したとされる北東アジア課作成の昭和37年2月9日付け「朝鮮人移入労務者数」と題する文書（以下「金英達入手文書」という。甲143の1）は、上記(ア) bで認定した通し番号1-205の文書の一部開示部分の内容とこれに相当する部分の内容が一致することから、同一の文書であると推認することができる。

そして、金英達入手文書には、厚生省援護局作成の「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と題する文書として上記(ウ)と同じ表が掲載されているほか、上記(ア) bで認定した「1939～45年の移入朝鮮人労務者数」、「朝鮮人労務者対日本動員数調」、「移入朝鮮人労務者数（昭和20年3月末）」、「終戦時集団移入半島人」、「朝鮮人関係文官恩給係数」と題する各一覧表等の具体的数値も含めて記載されている（甲143の1、弁論の全趣旨）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-205の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ) aで認定した文言又はこれとほぼ同様のもの（なお、仮に不開示部分①に上記文言等以外の説明部分が含まれているとしても、当該部分は上記ア(イ) aで認定した内容を補足的に説明するもの等であると推認することができる。）

(イ) 不開示部分②

いずれも金英達入手文書で既に公にされているものであり、かつ、他の行政文書又は韓国側開示文書で開示されている上記ア(イ) b又は(ウ)で認定したものと同一のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-205の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、これが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報については、後記(2)で併せて検討する。

エ 以上によれば、通し番号1-205の文書の不開示部分①に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いて

いるから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。) 。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

不開示部分②に記載されている情報は、上記(1)で説示したとおり、金英達入手文書で既に公にされているものであり、しかも、他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書によっても既に公にされているものであるところ、このうち他の行政文書の一部開示により既に公にされている部分については、上記(1)ウ(7)と同様の理由から、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえないし、仮に、その余の部分も含めた当該情報が、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認し得るとしても、当該情報が、既に公にされているため、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものでないにもかかわらず、これを肯定した外務大臣の判断には事実誤認があるといわざるを得ないから、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるものと認められる。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-205の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-205の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実(各論)

通し番号1-206の文書(文書1745)は、外務省アジア局が作成した「請求権問題解決案について」と題する内部文書であり、財産・請求権問題について、国会及び国民の動向も考慮に入れた日本政府の対処方針が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも財産・請求権問題を解決するため、日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的金額が記録されている。

- ① 2ページ(-2-) 1か所(以下「不開示部分①」という。)
- ② 3ページ(-3-) 2か所(以下、これらを併せて「不開示部分②」という。)
- ③ 4ページ(-4-) 4か所(以下、これらを併せて「不開示部分③」という。)
- ④ 5ページ(-5-) 2か所(以下、これらを併せて「不開示部分④」という。)
- ⑤ 6ページ(-6-) 4か所(以下、これらを併せて「不開示部分⑤」という。)
- ⑥ 7ページ(-7-) 1か所(以下「不開示部分⑥」という。)
- ⑦ 8ページ(-8-) 「韓国請求権の処理として一応説明の付く金額の査定」と題する表の表題部分を除いた部分(以下「不開示部分⑦」という。))

(乙A339)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-206の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実

(各論) のとおりであり、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した経済協力の金額及び請求権の金額の組合せが明らかになれば、日朝国交正常化交渉において、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A339）によれば、通し番号1-206の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①から不開示部分⑥まで

不開示部分①から不開示部分⑥までの前後の記載は、下記のとおりである。

記

3. 経済協力を加えての請求権問題解決の方式としては、次の3案が考えられる。

第1案

a 平和条約4条による請求権の解決として、

■■■不開示部分①■■■注(1)

b 無償援助

■■■不開示部分①■■■注(2)

c 経済援助

■■■不開示部分①■■■

第2案

a 韓国人の日本政府に対する恩給請求、徴用韓人に対する見舞金等の個人請求権を主とする韓国の請求権の解決として、

■■■不開示部分②■■■注(3)

b 経済援助

■■■不開示部分②■■■

第3案

a 韓国は、日本との友好関係を樹立することを念願し、平和条約4条に基づく対日請求権を放棄する。

b 日本は、韓国との友好関係樹立を念願して、その民生の安定と経済発展に寄与するためとして、

(イ) 無償援助

■■■不開示部分②■■■注(4)

(ロ) 経済援助

■■■不開示部分②■■■

注(1) 1月10日「韓国側対日請求額及び大蔵省、外務省試算額」

第8ページ大蔵省案試算額合計中の■■■不開示部分③■■■

注(2) 第1案のaの請求権解決額と、bの無償援助額の合計が、結局広義の請求権解決案となるものであり、また国会等の説明のためにも、その趣旨で説明する方が容易であろうとの見地より、合計が前記注(1)の1月10日付け調書第8ページの外務省案

試算額■■■不開示部分③■■■となるよう配慮した。

注 (3) 表現を平和条約4条に基づくとせず、かかる表現とするならば、■■■不開示部分③■■■まで広げることが可能と考える。その基礎は別添 (A案)

注 (4) 第3案の構想によれば、請求権問題とは別となり、無償援助額は、■■■不開示部分③■■■もかまわぬことになる。しかしながら請求権として説明するならば、■■■不開示部分④■■■程度は別添 (B案) のごとき計算が可能である。また、仮に■■■不開示部分④■■■とするときは、別添 (C案) のごとき計算も不可能ではない。

(中略)

(説明)

A案は、個人請求権に限り、有価証券登録債は朝鮮銀行分を含め、認めない。この場合、船舶については、拿捕漁船との相互放棄が一応考えられる。

B案は、有価証券中、朝鮮銀行の登録債について承継論を適用、韓国分 (70%) につき支払を認めた。また、労務者及び復員軍人軍属見舞金につき1人当たり■■■不開示部分⑤■■■ (A案では■■■不開示部分⑤■■■) を適用した。これ以外に船舶については1万トン程度 (一般船舶ならトン当たり■■■不開示部分⑤■■■となり、漁船ならトン当たり■■■不開示部分⑤■■■いずれも新造船) をex gratiaにて引き渡すことも考えられる (ただし、拿捕漁船の処遇が問題。)

C案は、有価証券についてはA案のごとき現物のみ支払う(a)、ただし、終戦当時 (昭和20年3月末現在) の鮮銀券の保証準備の南鮮分 (50%) に貨幣価値の変動を考慮に入れる (当時の1ドル15円

を適用)とし、ex gratiaとして■■■不開示部分⑥■■■を支払う
(b)、こととしている。船舶に関しては拿捕漁船との相互放棄が適当
かとも考えられる。

(イ) 不開示部分⑦

不開示部分⑦は、「韓国請求権の処理として一応の説明のつく金額の
査定」と題する表であり、当該文書の作成名義、作成日、表題のほか、
項目(「Ⅰ 地金銀」、「Ⅱ 通信局関係」、「Ⅲ 送金返還」、「Ⅳ
韓国株主分配金」、「Ⅴ (1)有価証券 (2)日系通貨 (3)未収金
(4) 被徴用者補償金(内訳) 労務者見舞金 復員軍人軍属見舞金、死
亡軍人軍属弔慰金、死亡軍属年金、軍属障害年金 (5)恩給請求 寄託
金」)が開示されているが、これらの各項目に対応するA案、B案、C
案の具体的金額部分が不開示とされている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-206の文書の
不開示部分に記録されている情報は、請求権問題を解決するため、日本政
府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的金額であると
推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-206の文書の不開示部分に記録さ
れている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決策としての
援助金等の具体的金額であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文
書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書に
より既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がな
いことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取
り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会
情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これ
を公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を
事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝

鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-206の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-206の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-206の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-206の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実(各論)

通し番号1-207の文書(文書1746)は、外務省アジア局が作成した昭和37年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する内部文書であり、韓国の対日請求権処理において、法的根拠のある請求と認められるものは極めて少額であるという見解を前提とした日本政府の韓国の対日請求権に対する対処方針等が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 1ページ(-1-) 1か所

これは、法的根拠のある請求と認められる請求の具体的な試算額が記録されている。

② 3ページ(-3-) 1行目から4行目までの約4行分

これは、韓国人に対する恩給の支払について、恩給法の解釈を踏まえて具体的に検討した内容が記録されている。

③ 5ページ(-5-) 3行目から9行目までの約7行分

これは、十分に法的根拠のある請求が極めて少額であるとの見解を排斥する事由の有無について具体的に検討した内容が記録されている。

④ 9ページ(-9-) 9行目から10ページ(-10-) 9行目まで

これは、韓国の対日請求権の処理方法に関して日本政府の見解及び韓国との交渉における具体的な戦略が記録されている。

⑤ 1.1ページ(-1.1-) 「韓国請求権の処理として一応説明の付く金額の査定」と題する表のうち表題部分及び具体的項目部分を除いた部分

これは、財産・請求権問題を解決するため、日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的な金額が記録されている。

(乙A340)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-207の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A340）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-207の不開示部分①から不開示部分④まで（以下、単に「不開示部分①～④」という。）の前後記載は、下記のとおりである。なお、不開示部分⑤は、「韓国請求権の処理として一応の説明のつく金

額の査定」と題する表であり、各項目に対応するA案、B案の金額に相当する部分が不開示とされている。

記

1. 日韓会談における韓国の対日請求権処理にあたって、日本側がその支払に応じ得るものは、十分に法的根拠のある請求権に限られるということは、昨年11月の池田、朴会談においても確認せられたところである。しかるに、今日まで継続されてきた請求権委員会や専門家会議の討議、及び、日本側関係機関による資料の検討によれば、主として下記の諸事情により、日本側が十分に法的根拠のある請求として認め得るものは極めて少額に過ぎないことが判明するに至った。(1月10日、総理に提出した大蔵省試算額のうち、被徴用者に対する補償金を含まない数字たる■■■不開示部分①■■■ですら、その全額を厳密に法的根拠及び所要の証拠書類の整ったものとして説明することは困難である。)

(中略)

- (ロ) 関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。例えば、我が国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもって恩給権の消滅事由としているので、韓国人に対する恩給の支払は、これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るとするのが実定法上の一応の解釈として出てくるが、このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方、この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので、■■■不開示部分②■■■
- (ハ) 本件処理に当たっては、対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ、南北鮮の区別は概念的ならざるを得ないこと。仮にある請求項目につき全鮮分の正

確な数字が把握されたとしても、そのうち韓国に支払うべき分の算出に当たっては、例えば郵便貯金について南北鮮の現在の人口比率を基準として70%を掛け、徴用労務者については大部分が南鮮出身という事実に着目して95%を掛けるなど、概括的な算出方法を探らざるを得ず、これをもって十分法的根拠のある数字といえるかどうか疑問である。

(中略)

2. 上記のとおり、十分に法的根拠のある請求として所要の証拠書類の整っているものが極めて少額であることは事実であるが、■■■不開示部分③■■■ただ問題はこれを十分に法的根拠のある請求と呼ぶに足るだけの事実上及び実定法上の根拠が欠如しているということにつきると思われる。

4. (中略)

(2) (略)

(注) 「無償の経済援助」の性格として、韓国の対日請求権の放棄又は解決のはなむけとしての贈与という説明と、放棄又は解決された請求権に一応見合う金額の支払という説明が考えられる。

■■■不開示部分④■■■

(4) なお、上述のような金銭的解決により船舶問題(韓国置籍船の返還請求)も一括解決されたこととするよう努力し、これが確認された場合は、拿捕日本漁船の返還請求を日本政府において放棄することを考慮する。

(イ) 通し番号1-69の文書中には、通し番号1-207の文書を引用した部分があり、その内容は、別紙5(通し番号1-69)の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(7)dで認定したとおりであるところ(乙A1.

08 [一211-以下] 参照), このうち, 通し番号1-207の文書の不開示部分①~④に相当する部分は, 要旨下記のとおりである。

記

a. 不開示部分①

1 (中略) (1月10日総理提出した大蔵省試算額のうち, 被徴用者に対する補償金を含まない数字たる10百万ドルですら, (中略)

b. 不開示部分②

(ロ) (中略) 他方, この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので, 国際先例をも勘案し, 韓国人に対しても日本人並みの恩給支払を行うという考え方にも根拠があると思われる。

c. 不開示部分③

2. 上記のとおり, 十分に法的根拠のある請求として所要の証拠書類の整っているものが極めて少額であることは事実であるが, 他方, 十分に裏付け資料がないにしても, 相当多数の韓国人軍人軍属, 徴用労務者がいたことは紛れもない事実であり, また, これらに対して少なくとも日本人並みの恩給その他を支給すべきことは条理からも国際先例からも自然のことと考えられ, ただ問題はこれを十分に法的根拠のある請求と呼ぶに足るだけの事実上及び実定法上の根拠が欠如しているということに尽きると思われる。

d. 不開示部分④

(3) 交渉の過程において適当と認められるときには, 次の2つの譲歩を行うことを考慮する。

(a) 長期低利の経済援助は関係協定の批准後に初めて供与し得るものであることに鑑み, 調印 (これと同時に国交正常化の予

定) から批准までのギャップを埋める目的で、緊急経済協力として5000万ドルまでの対韓延べ支払枠を認める旨の行政取極を行い、国交正常化と同時に実施すること。(状況によっては、行政取極にまで至らず、「政治折衝が妥結すれば、これまでほとんど認めていない対韓延払い申請に対する許可を容易にする」旨口頭で述べる程度に止めるのが適当かもしれない。)

(b) 日本の対韓焦付債権4573万ドルを、将来の日韓貿易の拡大発展を希求するとの趣旨から、日本政府において放棄すること。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-207の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(7) 不開示部分①～④

通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した各文言と同一のもの

(イ) 不開示部分⑤

財産・請求権問題を解決するため、日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的金額

ウ そうであるとすれば、通し番号1-207の文書の不開示部分①～④に記載されている情報は、既に他の行政文書(通し番号1-69の文書)の一部開示により既に公にされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに

当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがある
とはいえない。

他方、不開示部分⑤に記録されている情報は、日本政府部内で検討され
た請求権問題の解決策としての韓国側に供与する援助金等の具体的金額で
あり、本件全証拠によっても、これが韓国側に提示されたことや他の行政
文書の一部開示により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証
拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り
上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情
勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを
公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事
前に把握し又は推測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮
との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 小括

したがって、通し番号1-207の文書の不開示部分に記録されている
情報のうち、不開示部分①～④に係るものについては、被告において、一
般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報
公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされ
ていないというべきであり、その余の点を検討するまでもなく、情報公開
法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（そして、仮に当該
情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると
推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同
号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情
報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用される
などのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁
量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示
に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の情報（不開示部分⑤に係るもの）は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-207の文書の不開示部分⑤に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-207の文書の不開示部分⑤に記録されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分中通し番号1-207の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち、不開示部分①～④に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（不開示部分⑤に係る部分）は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-208

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-208の文書(文書1747)は、外務省条約局法規課が作成した昭和37年2月7日付け「Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理(討議資料)」と題する内部文書であり、「Ex gratia支払方式(=法的義務の存在を前提とせず、好意により行われる支払)」による財産・請求権問題の解決に関しての日本政府の見解が記載されており、このうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、5ページ(-5-)下側欄外の余白部分1か所であり、特定の請求権の処理において「Ex gratia支払方式」を採用することで生じる法律関係についての日本政府の見解(特定の方式による請求権処理についての論点等)が手書きで付加されている。

(乙A341)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-208の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A82, A341）によれば、通し番号1-208の文書の本文部分（この点は、通し番号1-251の文書中の通し番号208の文書の引用部分の内容に照らして明らかである。）には、請求権問題の解決策として日韓双方の請求権をEx gratia支払方式により処理する場合の問題点やこれを踏まえた日本側の対処方針に関する具体的見解等が記録されており、その全部が開示されていると認められる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実を総合すれば、通し番号1-208の文書の不開示部分に記録されている情報は、特定の請求権の処理において「Ex gratia支払方式」を採用することで生じる法律関係についての日本政府の見解（特定の方式による請求権処理についての論点等）であって手書きで書き加えられたものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-208の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり、本件全証拠によっても、これが韓国側に提示されたことや他の行政文書の一部開示により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社

会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-208の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

○ (2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-208の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

○ (3) 小括

以上によれば、通し番号1-208の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-208の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-209

第1 前提事実(各論)

1. 通し番号1-209の文書(文書1748)は、外務省経済協力部が昭和37年2月7日付けで作成した「対韓経済協力試案」と題する内部文書であり、日本の対韓経済協力の金額及び条件、資金源、対象プロジェクトについての各試案並びに試案に関する日本政府の見解が記録されている。
2. 通し番号1-209の文書のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、次の部分であり、いずれも「3対象プロジェクト(3)通信」の項にあり、対韓経済協力の一環として韓国における通信設備に供与することを検討していた具体的な援助金額が記録されている。
 - ① 14ページ(-14-) 4か所(以下、これらを併せて「不開示部分①」という。)
 - ② 15ページ(-15-) 4か所(以下、これらを併せて「不開示部分②」という。)
 - ③ 16ページ(-16-) 1か所(以下「不開示部分③」という。)

(乙A163)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-209の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提

としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A163)によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-209の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

3 対象プロジェクト

(中略)

(3) 通信

●で検討中の試案は次のとおりである。

(イ) 京城市内で電話2万回数を増設する。

経費約■■■不開示部分①■■■

(ロ) 太田、金州、清州、大邱間に電話2万回数を設置する。

経費約■■■不開示部分①■■■

(ハ) 地方都市を連絡するマイクロ・ウェーブ網を建設する。

経費約■■■不開示部分①■■■

以上(イ)(ロ)(ハ)の計画の所要経費総額■■■不開示部分①■■■

■

(ニ) (中略)

(別紙)

緊急経済協力試案

日韓政府間の了解(公文を交換する行政取極)に基づき、下記方針により、韓国に対し、延払枠を供与するものとする。

(イ) 金額 ■■■不開示部分②■■■

(中略)

(注)

1. ■■■不開示部分②■■■の枠を供与する際は協定により供与される経済協力としての■■■不開示部分②■■■との関係で、韓国側に対しては請求権と結んで■■■不開示部分②■■■の経済協力として交渉する必要が生じ、国会においても国会の承認を求める直接借款と行政取極めで行う延払枠との関係について説明を行う必要がある。(中略)

2. ■■■不開示部分③■■■の枠を明示せず、単に商談の成立した延払輸出契約を上記条件の範囲内で、順次認めるだけの建前とすることが、対韓交渉上の効果をそこなわずに可能であれば、請求権処理との関連が希薄となり、国会対策の上からは、望ましいと考えられる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-209の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することが

できる。

(7) 不開示部分①

昭和37年当時、外務省が検討していた対韓経済協力の一環としての通信分野における項目に関する資金供与の具体的金額

(1) 不開示部分②及び不開示部分③

外務省内で検討された韓国に対する緊急経済協力試案において、韓国側に供与することを検討していた延払枠の具体的金額等

ウ そうであるとすれば、通し番号1-209の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された対韓経済協力に関する具体的試算額等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が経済協力等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-209の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-209の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱